

令和 3 年 2 月 9 日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める介護予防支援等の事業の人員等の基準については、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により厚生労働省令（ ）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

厚生労働省令

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙 1 のとおり

3 新旧対照表

別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和 3 年 2 月		令和 3 年第 1 回定例会提案
4 月	1 日	改正条例施行
令和 6 年 4 月	1 日	条例第 4 条第 5 項、第 2 9 条の 2、第 2 1 条の 2 及び第 2 3 条の 2 に係る経過措置終了

「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」 概要

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和2年12月23日）を参考に作成

項目の末尾に、指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

（高齢者虐待防止の推進） 第4条第5項・第29条の2

- 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（ハラスメント対策の強化） 第21条第4項

- 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を義務付ける。

（業務継続に向けた取組の強化） 第21条の2

- 感染症又は非常災害の発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（感染症対策の強化） 第23条の2

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（会議等におけるICTの活用） 第29条の2、第33条第9号の2

- 各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについてはテレビ電話等を活用しての実施を認め、利用者等が参加して実施するものについては利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

* 改正概要の対照表は、参考資料参照

「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」概要対照表

項目の末尾に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
高齢者虐待防止の推進 （基本方針） 第4条第5項《第4条第5項》 * 3年間の経過措置期間中は 努力義務	（新設）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び従業者に対する研修の実施等を行わなければならない。
高齢者虐待防止の推進 （虐待の防止） 第30条の2《第29条の2》 * 3年間の経過措置期間中は 努力義務	（新設）	虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。 ・委員会を定期的に開催する。 ・指針を整備する。 ・研修を定期的に実施する。 ・これらの措置を適切に実施するための担当者を置く。
管理者要件の見直し （管理者） 第6条第2項 * 居宅介護支援のみ	指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。	指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむをえない理由がある場合については、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。</u>
管理者要件の見直し （管理者に係る経過措置） 附則第2項 * 居宅介護支援のみ	平成33年（令和3年）3月31日までの間は、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。	第6条第2項の規定にかかわらず、 <u>令和3年3月31日（以下この項において「基準日」という。）において管理者が主任介護支援専門員でない指定居宅介護支援事業所については、令和9年3月31日までの間は、基準日における当該指定居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員を、引き続き、管理者とすることができる。</u>
ハラスメント対策の強化 （勤務体制の確保等） 第22条第4項《第21条第4項》	（新設）	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員（担当職員）の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

<p>業務継続に向けた取組の強化 (業務継続計画の策定等) 第22条の2《第21条の2》 *3年間の経過措置期間中は努力義務</p>	<p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ● 介護支援専門員(担当職員)に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ● 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
<p>感染症対策の強化 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第24条の2《第23条の2》 *3年間の経過措置期間中は努力義務</p>	<p>(新設)</p>	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>会議等におけるICTの活用 第16条第9号の2、第30条の2第1号《第29条の2、第33条第9号の2》</p>	<p>(新設)</p>	<p>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p>

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 申請者の要件（第 3 条）	第 2 章 申請者の要件（第 3 条）
第 3 章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第 3 章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第 4 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）	第 4 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第 5 章 雑則（第36条・ 第37条 ）	第 5 章 雑則（第36条）
附則	附則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条・第 2 条（省略）	第 1 条・第 2 条（省略）
第 2 章 申請者の要件	第 2 章 申請者の要件
第 3 条（省略）	第 3 条（省略）
第 3 章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第 3 章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第 4 条（省略）	第 4 条（省略）
2～4（省略）	2～4（省略）
5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	

改正後	改正前
<p>第5条～第19条（省略） （運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（5）（省略） <u>（6）虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>（7）（省略）</u> （勤務体制の確保）</p> <p>第21条（省略） 2・3（省略）</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第22条・第23条（省略）</p>	<p>第5条～第19条（省略） （運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（5）（省略）</p> <p><u>（6）（省略）</u> （勤務体制の確保）</p> <p>第21条（省略） 2・3（省略）</p> <p>第22条・第23条（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(掲示) 第24条 (省略)</p>	<p>(掲示) 第24条 (省略)</p>
<p><u>2 指定介護予防支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	
<p>第25条～第29条 (省略)</p>	<p>第25条～第29条 (省略)</p>
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	
<p><u>第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して、これを行うことができるものとする。) を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。</u></p>	
<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>第30条 (省略) (記録の整備)</p>	<p>第30条 (省略) (記録の整備)</p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第31条 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～エ(省略) オ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第32条(省略)</p> <p>2・3(省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p><u>(9)の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者又はその家族が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p>(10)～(30) (省略)</p> <p>第34条(省略)</p> <p>第4章 基準該当介護予防支援に関する基準</p> <p>第35条(省略)</p> <p>2(省略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者(介護保険法施行規則第113</u></p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～エ(省略) オ 第33条第17号に規定するモニタリングの結果</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第32条(省略)</p> <p>2・3(省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10)～(30) (省略)</p> <p>第34条(省略)</p> <p>第4章 基準該当介護予防支援に関する基準</p> <p>第35条(省略)</p> <p>2(省略)</p> <p>第5章 雑則</p>

改正後	改正前
<p><u>条の9第7号に規定する基準該当介護予防支援事業者をいう。次項において同じ。)</u>及び<u>基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条第1項において準用する場合を含む。))及び第33条第28号(前条第1項において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)</u>のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第<u>37</u>条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (省略) 附 則(平成30年3月6日条例第29号) (省略) <u>附 則</u></p>	<p>改正前</p> <p>第<u>36</u>条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (省略) 附 則(平成30年3月6日条例第29号) (省略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項及び第29条の2(改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第20条(改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第20条各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第21条の2(改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第23条の2(改正後の第35条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	